

商品概要説明書

(平成31年4月1日現在)

1. 商品名	・スーパー定期貯金（単利型）：「運転免許自主返納応援定期貯金」
2. ご利用いただける方	・運転免許証を自主返納した個人の方 （運転免許証を返納した際に交付される「運転経歴証明書」を提示できる方） ※既に運転免許証を自主返納されている方で、「運転経歴証明書」を保有されていない方の取り扱いはできません。
3. 期間	・定型方式1年 ・自動継続（利払式に限る）のお取り扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・ATMでのお預け入れは対象外となります。 ・お一人さまあたり1万円以上300万円以内 ・原則、預入原資の特定はありません。 ※ただし、既に預け入れていただいている定期貯金を期限前（中途）解約した資金を預入原資とした預け入れの取り扱いはできません。 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金 (6) 金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金（1年もの）の店頭表示利率に、年0.100%（税引後年0.079%）上乗せした利率を約定利率として適用いたします。 ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1年もの）の自動継続時の店頭表示利率に、年0.100%（税引後年0.079%）上乗せした利率を約定利率として当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができません。
9. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利率とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所（店）または当 J A の下記連絡先にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 <table border="1" data-bbox="608 376 1254 454"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 376 987 416">担当部署</th> <th data-bbox="987 376 1254 416">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 416 987 454">金融業務部 信用業務課</td> <td data-bbox="987 416 1254 454">0898-34-1817</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 担当部署または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 	担当部署	電話番号	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817
担当部署	電話番号				
金融業務部 信用業務課	0898-34-1817				

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A おちいまばり